

令和 7 年度
福井県職員のがん検診業務委託に係る
入札説明書

地方職員共済組合福井県支部

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
令和7年度 福井県職員がん検診
- (2) 契約業務
胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん検診の実施
- (3) 契約内容
仕様書による。
- (4) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 入札方法

一般競争入札による。

3 入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この入札に参加することができるものは、福井県知事が定める競争入札の参加資格の認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けたものを含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 入札説明書等に定める業務を行うのに必要な能力を有する者であること。
- (4) 県内に事業所や支社等があること。
- (5) データの授受や打ち合わせのために、複数回の来庁が可能であること。

4 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
地方職員共済組合福井県支部（福井県総務部人事課内）
電話 0776-20-0243（内線2049）
- (2) 入札説明書等の交付は、上記場所で行うほか、福井県総務部人事課ホームページからもダウンロードすることができる。

5 資格の確認に関する事項

- (1) 申請・確認手続き等
この入札に参加しようとする者は、（様式1）「入札参加資格確認申請書」（添付資料を含む）を次のとおり提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。
なお、期限までに確認申請書等を提出できなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。
- (2) 入札参加資格の確認の通知
入札参加資格の確認結果は、申請者に対し書面により通知する。

(3) 確認申請書等の提出方法等

ア 確認申請書等の提出期限

令和7年4月21日(月) 17時00分まで

イ 提出先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

地方職員共済組合福井県支部

(福井県総務部人事課 福利・健康づくりグループ内)

電話 0776-20-0243

ウ 提出方法

郵送または持参すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

6 入札書の提出方法および開札日時

(1) 入札書の提出方法

入札書は、開札の日時までに開札場所へ郵送または持参して提出すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

入札書の記載として、すべての品目について入札単価および入札単価にそれぞれの予定数を乗じて得た金額を記載すること。

(2) 開札日時

令和7年4月30日(水) 11時00分

(3) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

地方職員共済組合福井県支部(福井県総務部人事課内)

7 入札の方法等

(1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに仕様書等を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に質問があるときは、回答を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明の点を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札書に記載する金額は、品目ごとの単価を記載し、かつ品目ごとの年間予定数を乗じて得た金額を合計した額を記載すること。

落札決定に当たっては入札書に記載された金額(単価)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(単価)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書を郵送または持参により入札公告に示した日時までに提出しなければならない。

(4) 代理人が入札しようとするときは、入札書と併せて入札参加者の委任状を提出すること。

(5) 入札参加者または入札代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引き換え、または入札の取り消しをすることはできない。

(7) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

8 入札の無効に関する事項

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第151条第1項の規定に該当する入札及び入札説明書等に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 再度の入札

予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

なお、再度の入札執行は、前回の開札終了後2日以内において行うものとする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札をした者のうち、入札書に記載された入札合計額が最も低い価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者の提出した入札書に記載された品目ごとの単価が、すべて予定価格（単価）以下である場合に落札者とする。

なお、設定した品目ごとの予定価格（単価）を上回る単価がある場合には、当該上回る単価の品目については、落札対象とはせず、別途随意契約の対象とする。

この場合、落札候補者は当該単価について見積書を提出するものとし、提出された見積額が当該単価の予定価格を上回る場合には全品目について落札候補者の資格を失い、次順位者を落札候補者とする。以下、全品目について予定価格（単価）以下の金額を提示する者が確認されるまで、同様に繰り返すものとする。

- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

11 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の10分の1以上の金額とする。ただし、地方公務員等共済組合法施行規程第32条第1項第1号に該当する場合は免除する。

12 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
(2) 契約条項は契約書のとおりとする。

13 この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。